

2024年3月28日 全7頁

# 米国大手銀行に対する資本規制強化の行方

## 2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎと「バーゼルⅢ最終化」

ニューヨークリサーチセンター 主任研究員 鈴木 利光

### [要約]

- 1月末から2月初頭にかけて、New York Community Bancorp (NYCB) の株価急落が報じられたことは記憶に新しい。
- その際、株価急落の引き金となった NYCB 自身のリリースにて、商業用不動産向け融資の貸倒引当金の計上ペースが上がったことと並んで、2023年3月の Signature Bank 買収により「カテゴリーⅣ」に区分されたことが言及されている。
- 本稿では、NYCB の株価急落を契機として、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎと、米国大手銀行に対する資本規制強化の議論との関係性について、簡潔に考察する。

### 1. NYCB 株価急落と「カテゴリーⅣ」

1月末から2月初頭にかけて、New York Community Bancorp (NYCB) の株価急落が報じられたことは記憶に新しい。

その際、株価急落の引き金となった NYCB 自身のリリースにて、商業用不動産向け融資の貸倒引当金の計上ペースが上がったことと並んで<sup>1</sup>、2023年3月の Signature Bank 買収により「カテゴリーⅣ」に区分されたことが言及されている<sup>2</sup>。

この「カテゴリーⅣ」というのは、連邦準備制度理事会 (FRB) が定める資本規制上の区分の一つであり、「総資産 1,000 億ドル以上 2,500 億ドル未満」の金融機関をいう。米国の金融機関は、「カテゴリーⅣ」を境に「大手銀行」、すなわち 'Large Bank' と位置付けられる<sup>3</sup>。

ここ数ヶ月にわたって、この「総資産 1,000 億ドル以上」という、大手銀行に該当するか否か

<sup>1</sup> 米国財務会計基準審議会 (FASB) は、貸倒引当金について、2020年より、従来の「発生損失」型の計上に代えて、「現在予想信用損失 (CECL: Current Expected Credit Losses)」型の計上を新たに導入している。

<sup>2</sup> NYCB ウェブサイト参照

(<https://ir.mynycb.com/news-and-events/news-releases/press-release-details/2024/NEW-YORK-COMMUNITY-BANCORP-INC.-REPORTS-RECORD-RESULTS-FOR-2023/default.aspx>)

<sup>3</sup> 総資産 1,000 億ドル未満の金融機関は、「地方銀行」と位置付けられる。この「地方銀行」は、「総資産 100 億ドル未満」の 'Community Bank' と、「総資産 100 億ドル以上 1,000 億ドル未満」の 'Regional Bank' を包含する。

の閾値は、米国の銀行業界にとって大きな意味を持つようになっている。

それは、FRB・連邦預金保険公社（FDIC）・通貨監督庁（OCC）が共同で、2023年7月に、米国大手銀行に対する資本規制強化に係る公開草案を公表したことに由来する<sup>4</sup>。

本稿では、NYCBの株価急落を契機として、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎ<sup>5</sup>と、米国大手銀行に対する資本規制強化の議論との関係性について、簡潔に考察する。

## 2. 米国大手銀行と「バーゼルⅢ」

### (1) 「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施

2010年12月に合意された、「国際的に活動する銀行に対する資本規制の国際合意」である「バーゼルⅢ」<sup>6</sup>（以下、「当初のバーゼルⅢ」）の米国内実施は、図表1のようなタイムラインで公布されている。

図表1 「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施のタイムライン

公布時期	項目
2013年7月	自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映 <sup>(※)</sup> ）
2013年7月	レバレッジ比率
2014年9月	流動性カバレッジ比率

(※) 売却可能有価証券（available-for-sale securities）の含み損益を、貸借対照表資本の部の「その他の包括利益累計額（AOCI: Accumulated Other Comprehensive Income）」として、自己資本比率計算の分子（自己資本）に反映することをいう。

（出所）FRB資料を参考に大和総研作成

現行の米国大手銀行に対する資本規制に相当する、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施の適用範囲は、図表2の通りである<sup>7</sup>。

図表2からわかる通り、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施のうち、「自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映）」が適用されるのは「カテゴリーⅠ」と「カテゴリーⅡ」の金融機関であり、「レバレッジ比率」と「流動性カバレッジ比率」が適用されるのはそれらに加えて「カテゴリーⅢ」の金融機関である。

このように、大手銀行であるにもかかわらず、「カテゴリーⅣ」の金融機関については、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施の影響が及んでいない。

<sup>4</sup> FRB ウェブサイト参照

(<https://www.federalreserve.gov/newsevents/pressreleases/bcreg20230727a.htm>)

<sup>5</sup> 2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎの詳細については、[大和総研レポート「米国経済見通し 米銀行破綻をどうみるか」](#)（矢作大祐、2023年3月22日）を参照されたい。

<sup>6</sup> バーゼルⅢの詳細は、[大和総研・金本悠希のレポートやコラム](#)を参照されたい。

<sup>7</sup> 総資産1,000億ドル未満の「地方銀行」に対しては、「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施は適用されず、より簡易かつ緩やかな米国独自の資本規制が適用されている。

図表2 「当初のバーゼルⅢ」の米国内実施の適用範囲 (注1) (注2)

カテゴリーⅠ	カテゴリーⅡ	カテゴリーⅢ	カテゴリーⅣ
グローバルなシステム上重要な銀行 (G-SIBs)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資産7,000億ドル以上の金融機関</li> <li>or</li> <li>● 海外事業規模が750億ドル以上の金融機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資産2,500億ドル以上 (7,000億ドル未満) の金融機関</li> <li>or</li> <li>● ノンバンク部門の資産、短期の市場性資金、又はオフバランスシートのエクスポージャーが750億ドル以上の金融機関</li> </ul>	総資産1,000億ドル以上 (2,500億ドル未満) の金融機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ JP Morgan Chase</li> <li>✓ Bank of America</li> <li>✓ Wells Fargo</li> <li>✓ Citigroup</li> <li>✓ Goldman Sachs</li> <li>✓ Bank of New York Mellon</li> <li>✓ State Street</li> <li>✓ Morgan Stanley</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Northern Trust</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ U. S. Bancorp</li> <li>✓ PNC Financial</li> <li>✓ Truist Financial</li> <li>✓ Capital One</li> <li>✓ Charles Schwab</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ Citizens Financial</li> <li>✓ Fifth Third</li> <li>✓ First Citizens</li> <li>✓ M&amp;T Bank</li> <li>✓ Huntington</li> <li>✓ Ally Financial</li> <li>✓ KeyCorp</li> <li>✓ American Express</li> <li>✓ Regions Financial</li> <li>✓ Discover</li> <li>✓ New York Community Bancorp</li> <li>✓ United Services Automobile Association</li> <li>✓ Synchrony Financial</li> </ul>

自己資本比率 (売却可能有価証券の含み損益反映)

レバレッジ比率、流動性カバレッジ比率

(注1) 「カテゴリーⅠ」から「カテゴリーⅣ」には、それぞれの金融機関の預金取扱銀行子会社が包含される。

(注2) 表中の金融機関は、米国籍のものに限定している点に留意されたい。

(出所) FRB・FDIC 資料を参考に大和総研作成

## (2) 「バーゼルⅢ最終化」の米国内実施 (提案段階)

FRB・FDIC・OCC は共同で、2023年7月に、米国大手銀行に対する資本規制強化に係る公開草案 (以下、「公開草案」) を公表している<sup>8</sup>。

<sup>8</sup> 脚注4 参照

公開草案は、2017年12月に合意されたバーゼルⅢの最終化（以下、「バーゼルⅢ最終化」）<sup>9</sup>の米国内実施に係る提案であるとともに、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎを踏まえた規制強化に係る提案でもある。

公開草案の適用範囲は、図表3のように提案されている。

図表3からわかる通り、公開草案では、「自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映）」及び「レバレッジ比率」の適用範囲を、「カテゴリⅣ」を含むすべての大手銀行に拡大する旨提案している。

2023年3月に破綻した、Silicon Valley Bank（SVB）及びSignature Bankは、いずれも「カテゴリⅣ」の金融機関であった<sup>10</sup>。そのため、こうしたバーゼルⅢの適用範囲拡大が、2023年3月の米国地方銀行の破綻騒ぎを踏まえた規制強化に係る提案に相当する。

図表3 公開草案の適用範囲（案）（注1）（注2）

カテゴリⅠ	カテゴリⅡ	カテゴリⅢ	カテゴリⅣ
グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIBs）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資産7,000億ドル以上の金融機関</li> <li>or</li> <li>● 海外事業規模が750億ドル以上の金融機関</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総資産2,500億ドル以上（7,000億ドル未満）の金融機関</li> <li>or</li> <li>● ノンバンク部門の資産、短期の市場性資金、又はオフバランスシートのエクスポージャーが750億ドル以上の金融機関</li> </ul>	総資産1,000億ドル以上（2,500億ドル未満）の金融機関

自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映）、レバレッジ比率

流動性カバレッジ比率（※）

（注1）「カテゴリⅠ」から「カテゴリⅣ」には、それぞれの金融機関の預金取扱銀行子会社が包含される。

（注2）「カテゴリⅠ」から「カテゴリⅣ」にそれぞれ該当する金融機関（米国籍）のリストは、前掲図表2参照

（※）公開草案では、流動性カバレッジ比率については言及されていない。

（出所）FRB・FDIC資料を参考に大和総研作成

公開草案は、2025年7月からの段階的实施、2028年7月からの完全実施を想定している。

<sup>9</sup> バーゼルⅢ最終化の詳細は、[大和総研・金本悠希のレポートやコラム](#)を参照されたい。

<sup>10</sup> FDICデータ（2022年末時点）によると、SVBの総資産は約2,090億ドル、Signature Bankの総資産は約1,104億ドルであった。

### 3. SVB 及び Signature Bank の破綻と資本規制強化

それでは、公開草案は、2023 年 3 月の米国地方銀行の破綻騒ぎを踏まえた規制強化に係る提案として適切なのだろうか？

SVB 及び Signature Bank の主な破綻理由と照らし合わせて、簡潔に考察する。

#### (1) SVB のケース、IRRBB 管理強化のほうが大事では…？

SVB の主な破綻理由は、大量に保有していた満期保有目的債券（米国債、政府保証住宅ローン担保証券）が金利上昇により含み損を抱えた結果、急激な預金流出につながった点にある<sup>11</sup>。

前述の通り、公開草案では、バーゼルⅢのうち「自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映）」の適用範囲を「カテゴリーⅣ」にまで拡大する旨提案しているが、これは満期保有目的債券の含み損への手当にはならない。

むしろ、SVB のようなケースを未然に防ぐためには、自己資本比率ではなく、銀行勘定の金利リスク（IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book）の管理が重要である。バーゼル銀行監督委員会（BCBS）は、2016 年 4 月に、IRRBB の取扱いを見直している<sup>12</sup>。

米国では、BCBS が定める IRRBB を、「規制としては」導入していない<sup>13</sup>。もっとも、OCC のハンドブックに基づく「監督プロセス」の一環として、BCBS が定める IRRBB を部分的に実施している<sup>14</sup>。ただ、OCC のハンドブックに基づく IRRBB 管理の適用範囲は、総資産 2,500 億ドル以上の金融機関となっており、SVB はその対象外であった。

そのため、2023 年 3 月の米国地方銀行の破綻騒ぎを踏まえた規制強化を謳うのであれば、まずは、OCC のハンドブックに基づく IRRBB 管理の適用範囲を、「カテゴリーⅣ」を含むすべての大手銀行に拡大することが先決といえるだろう<sup>15</sup>。

#### (2) Signature Bank のケース、当局による監督の精度が不十分だったのでは…？

前述の通り、NYCB の株価急落の原因は、商業用不動産向け融資の貸倒引当金の計上ペースが上がったことにある。その背景には、NYCB が買収した Signature Bank の主要な事業が商業用不

<sup>11</sup> FRB 報告書 ‘Review of the Federal Reserve’ s Supervision and Regulation of Silicon Valley Bank’ (2023 年 4 月 28 日) 参照

<sup>12</sup> 概要については、[拙稿大和総研レポート「IRRBB、コア預金の最長満期の開示が必要に」\(2017 年 6 月 9 日\)](#) を参照されたい。

<sup>13</sup> 日本では、BCBS が定める IRRBB を踏襲した規制を導入済みである。詳細については、[大和総研レポート「銀行勘定の金利リスクの取扱い見直し【確定版】」\(金本悠希、2017 年 12 月 18 日\)](#) を参照されたい。

<sup>14</sup> OCC ウェブサイト参照

(<https://www.occ.gov/publications-and-resources/publications/comptrollers-handbook/files/interest-rate-risk/index-interest-rate-risk.html>)

<sup>15</sup> 2023 年 3 月の米国地方銀行の破綻騒ぎと、IRRBB 管理強化の議論との関係については、[大和総研レポート「銀行勘定の金利リスクへの資本賦課をめぐる議論が再燃」\(菅野泰夫、2023 年 12 月 22 日\)](#) を参照されたい。

動産向け融資であったことがある。

FDICによると、Signature Bankの破綻理由は、保険で保護されない預金(uninsured deposits)への過度な依存と、不十分なリスク管理を背景とした、急速な事業拡大の追及にある<sup>16</sup>。

Signature Bankのようなケースを未然に防ぐためには、FRB自身も認めている通り、個別の金融機関への金融監督の精度を上げることが不可欠である<sup>17</sup>。公開草案の提案するように、バーゼルⅢのうち「自己資本比率（売却可能有価証券の含み損益反映）」や「レバレッジ比率」の適用範囲を「カテゴリーⅣ」にまで拡大するだけでは、直接の解決策とはならないだろう。

#### 4. 米国大手銀行に対する資本規制強化案、大幅な見直しの可能性も

FRBスタッフの試算によると、公開草案がそのまま適用された場合、対象となる金融機関のリスクアセット（自己資本比率計算の分母）を20%増加させるという<sup>18</sup>。

このリスクアセットの増加幅は、大手銀行全体の平均であり、その事業内容によって個別の金融機関への影響度は異なるだろう。FRBの想定ではより大きな影響を受けるであろう<sup>19</sup>社の最大手金融機関（図表2の「カテゴリーⅠ」参照）は、一様に、公開草案の内容に反対の意を示している<sup>20</sup>。

また、FRB理事のMichelle W. Bowman氏は、公開草案が小規模事業者の借入コスト上昇をもたらし、米国経済に著しいダメージを与えるであろうことから、大幅な見直しが不可欠であると警鐘を鳴らしている<sup>21</sup>。

公開草案によると、社名に‘Community’が付くにもかかわらず、総資産が1,000億ドルを超えているというだけで、海外拠点がなくその株価急落が米国の金融システム全般に「飛び火」したとも言い難いNYCBは、最も厳格な資本規制である「バーゼルⅢ（最終化）」の適用対象となる。

この点についても、Michelle W. Bowman氏は、‘Community Bank’の特徴（シンプルな組織形態、伝統的な銀行業務・リレーションシップバンキング・地域密着型金融・小口融資重視の姿勢）は、資産規模によって左右されるものではないとして、公開草案によるバーゼルⅢの適用範囲拡大に反対の意を示している<sup>22</sup>。

<sup>16</sup> FDIC ウェブサイト参照 (<https://www.fdic.gov/news/press-releases/2023/pr23033.html>)

<sup>17</sup> FRB ウェブサイト参照

(<https://www.federalreserve.gov/newsevents/testimony/barr20230516a.htm>)

(<https://www.federalreserve.gov/newsevents/testimony/barr20231113a.htm>)

<sup>18</sup> FRB ウェブサイト参照 (<https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/bowman20240117a.htm>)

<sup>19</sup> FRB ウェブサイト参照

(<https://www.federalreserve.gov/aboutthefed/boardmeetings/gsib-memo-20230727.pdf>)

<sup>20</sup> 2023年12月6日に開催された米国議会上院銀行委員会のヒアリング資料参照

(<https://www.banking.senate.gov/hearings/11/29/2023/annual-oversight-of-wall-street-firms>)

<sup>21</sup> 脚注18参照

<sup>22</sup> FRB ウェブサイト参照 (<https://www.federalreserve.gov/newsevents/speech/bowman20240212a.htm>)

このような内外からの批判に鑑み、公開草案が現在の内容のままで最終化され、2025年7月から適用開始（段階的实施）されるのかどうかは、極めて不透明な状況となっている。

以上